

高槻市市内一円道路除草業務委託

仕 様 書

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、高槻市都市創造部道路課にて施行する令和8年度『高槻市市内一円道路除草業務委託』に適用する。

第2条 基本的事項

本業務は、本仕様書並びに大阪府都市整備部監修の「委託役務業務必携」に従い業務を行うこと。(ただし、1-1-6第3項は適用除外とし、建設業法第二十六条に定める主任技術者と同等の資格を有する者を配置すること。)また、委託役務業務必携に特に定めがない事項については、「土木請負工事必携」(大阪府都市整備部)の規定によること。ただし、これら文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書(以後、府契約書という。)を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。

第2章 除草業務

第1条 一般事項

1. 受注者は、契約後直ちに管理技術者を選任して監督職員に届け出るものとする。
2. 管理技術者は、作業員の健康状態を常に把握し作業に従事させるとともに、事故・ケガ・熱中症等がないよう配慮すること。
3. 受注者は、設計図書並びに本仕様書に明記のない事項であっても、業務を実施する上で当然必要と認められる業務については、監督職員の指示に従って受注者の費用負担により施工するものとする。

第2条 苦情・要望等の処理

1. 委託業務の実施に当たり、関係官公署及び地元代表者、周辺住民等と協議の必要がある場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、苦情・要望等を受けたときも同様に監督職員に報告し協議を行うこと。

第3条 安全管理

1. 作業中は安全確保のため、通行人、車両の誘導を行い、第三者災害防止に努めること。なお、第三者に損害を与えたり、既存の道路構造物等を損傷したりした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。

第4条 発注

1. 発注予定数量は、

| | |
|------------|---------------------------------|
| 堤防除草工 | A= 4 8, 5 9 0 m ² |
| 市街地除草工(機械) | A= 4 1, 2 9 0 m ² |
| 市街地除草工(人力) | A= 7, 8 9 5 m ² とする。 |
2. 1回当たりの発注総額の上限は450万円とする。

第5条 除草作業

堤防除草

1. 作業範囲は、設計書及び監督職員の指示する箇所とする。
2. 受注者は、作業着手に際して付近住民に対してPRを行い、作業が原因によるトラブルや苦情の生じないよう配慮し、履行期限内の完了に努めること。
3. 受注者は、作業中に第三者への被害が生じないよう留意し、必要な対策を講じること。万が一被害が生じた場合には、迅速に対応し監督職員に報告すること。
4. 受注者は、作業に際し、ゴミ類、空き缶等を除去すること。
補助刈り等を含め、刈残しのないように除草すること。
5. 受注者は、樹木近くの除草の際には、樹木に損傷を与えないよう刈取りし、必要であれば抜き取ること。
6. 受注者は、見通しの悪い場所等での作業については十分注意すること。
7. 受注者は、付近住民、通行車両等に作業実施箇所を事前に周知するとともに、安全管理を行うこと。なお、作業中一時的にでも道路を使用する必要がある場合には、適宜交通整理員を配置し安全の確保に努めること。
8. 受注者は、草の刈取り高については、10cm 以下として作業すること。
ただし、機械作業などにおいて現地条件から 10cm 以下で作業するのが困難な場合には、監督職員と協議し、指示に従うこと。
9. 受注者は、自走式除草機械を使用して作業する場合は、のり面の地形状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう作業すること。
10. 受注者は、除草区域の集草を行う場合には刈草が残らないように作業すること。
11. 集草については、刈取(抜取)後すぐに行うこと。原則として現地での仮置は認めない。
分施設との工程調整により仮置が必要となった場合は、仮置場の場所、管理について監督職員の承諾を得ること。
12. 刈取(抜取)後の草は、監督職員の指示する処分施設に搬入すること。ただし、搬入の時期等を事前に連絡する必要があるため、搬入時期等について監督職員と事前に打ち合わせをしておくこと。

市街地除草

1. 作業範囲は、監督員の指示する箇所とする。面積等については、協議するものとする。
2. 受注者は、業務着手に際して付近住民に対して周知を行い、作業原因によるトラブルや苦情の生じないように配慮し、早期の完了に努めること。
3. 受注者は、作業中に第三者への被害が生じないよう留意し、必要な対策を講じること。万が一被害が生じた場合は、迅速に対応し監督職員に報告すること。
4. 受注者は、作業時期について、最大の効果が期待出来るよう、監督職員と協議の上決定すること。
5. 受注者は、作業に際し、ゴミ類、空き缶等を除去すること。
6. 受注者は、刈り取りについては、地際とし、刈りむらの無いように均一に刈り取ること。
7. 受注者は、補助刈り等を含め、刈り残しの無い様除草すること。
8. 受注者は、樹木近くの除草の際には、樹木に損傷を与えないよう刈り取りし、必要であれば抜き取ること。
9. 受注者は、見通しの悪い場所等での作業については、十分に注意すること。
10. 受注者は、近所住民、通行車両等に作業箇所を事前に周知するとともに、必要に応じて飛び石防護や交通誘導員を付けるなど安全管理に十分に配慮すること。
11. 集草については、刈取(抜取)後すぐに行うこと。原則として現地での仮置きは認めない。
やむを得ず仮置きが必要となった場合は、その方法について、監督職員と打ち合わせするとともに、付近住民に十分な理解を得ること。

12. 刈り取りの草は、下記の処分施設に速やかに搬入すること。処分費については計上していない。契約後に、エネルギーセンターと除草ごみ等の受入れについて減免申請を行う。

| 施設名 | 所在地 | 処分費 |
|-----------|-------------|------|
| エネルギーセンター | 高槻市前島3丁目8-1 | 計上せず |

第6条 丈量図作成

1. A4版用紙（一部A3版用紙可）で統一すること。
2. 連番記入
3. 路線名および町名を記入
4. 数量は、少数第1位止めとし2位を四捨五入とする。

第7条 写真管理

写真撮影については着手前後に、同場所、同方向から行い現地の作業前後状況を明確にするとともに、作業終了後の撮影は直ちに下記の要領で行うこと。

1. A4版写真用紙で統一すること。
2. 連番記入
3. 路線名記入
4. 着手前、作業中（飛石防護・安全対策含）、完了の写真を路線毎に整理すること。
5. 全てカラー写真とする。
6. 位置図（施行範囲を表示）

第8条 提出書類

受注者は、下記の書類を提出するものとする。

1. 契約締結時
 - (1) 管理技術者届
 - (2) 管理技術者経歴書及び資格証の写し
 - (3) 工程表
 - (4) 業務委託料内訳書
 - (5) 退職金制度等に係る書類
 - (6) 賠償責任保険（第三者損害保険）の写し
 - (7) 暴力団排除に関する誓約書 一般用
 - (8) 災保険加入証明願
 - (9) 監督職員より指示のあった関係書類
2. 完了時
 - (1) 請求書
 - (2) 完了届
 - (3) 完了内訳書
 - (4) 引渡書
 - (5) 写真
 - (6) 監督職員より指示のあった関連書類

第3章 その他

第1条 その他事項

1. 施行にあたり、業務委託看板等の設置をするとともに、作業時において、道路工事等協議書を常時携帯し、提示を求められた場合提示しなければならない。
2. 安全対策、住民対策については受注者で行うこと。
3. 丈量は、実刈面積とする。支障のある場合は監督職員と協議すること。
4. 仕様書に定めない事項については、速やかに監督職員に連絡し協議を行うこと。

5. 設計図書及び見積参考図書は「共通仕様書」によるものとし、見積参考資料とは設計図書（仕様書、数量総括表、質問回答書）以外の資料をいう。見積参考資料および設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、業務を履行するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。業務の履行にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。